

4月25日付け御社「読売新聞」及び「YOMIURI ONLINE」に掲載された社説「海賊版サイト 接続遮断はやむを得ぬ措置だ」について

(一社)日本インターネットプロバイダー協会

貴社社説を拝見し、これが本当に民主主義の根幹を担う新聞社としてのご意見なのか、と当法人としては驚きを禁じ得ません。貴社社説には多くの誤りが含まれていますが、特に当法人の見解を誤って要約・紹介している点は看過しがたいので厳重に抗議します。

まず始めに、海賊版サイトの横行に何らかの対策が必要である点、当法人も異論はなく、当法人におけるブロッキングへの否定的見解が、著作権を軽視することを意味するものではないことを改めて申し述べます。われわれ通信事業者としては、著作権侵害のほか、名誉・プライバシー侵害等の権利侵害、その他インターネット上の違法有害情報の流通に対し、法の許す範囲で様々な対応をしているところであり、今後も努力を行っていきます。

貴社社説は、著作権侵害の被害が極めて深刻な状況であるため、接続の「ブロッキング」はやむを得ないと結論から始まり、その上で、海賊版サイトへの接続を個別に遮断することの効果には限界があるため、海賊版データを保管している業者への削除要請や、広告主への働きかけなどの対策も欠かせないと論理を展開しています。

つまり、偏に著作権侵害の被害が極めて深刻だから、という根拠のみで、他に有効と思われる手段があるにもかかわらず、効果が限定的なブロッキングがやむを得ないと判断したこととなりますが、これは、あまりに乱暴な結論と言わざるを得ません。

当法人がブロッキングに反対しているのは、①深刻な被害の救済という目的の正しさは手段を正当化するものではないこと、②ブロッキングという手段が通信の秘密という重大な権利を侵害する手段であり、他に権利侵害を伴わない効果的な手段があるのであれば、まずそれを行うべきであること、という理由によるものです。貴社社説は、まず①の点において、目的が正当なら手段が正当化されるとの論理を展開している点で、重大な誤りを犯しています。

当法人の反対理由たる②について貴社は何も述べることなく、「表現の自由は最大限に尊重されねばならないが、不当な手段で掲載しているサイトと同列に論じるべきではあるまい」と論じていますが、これは、当法人の問題意識を意図的に曲解するものと思えません。当法人が、通信の秘密を問題としているのは、ブロッキングが、インターネットを利用する全てのユーザーの通信先を確認する行為であるためです。このような通信先の取得行為自体が通信の秘密の侵害となりますが、そもそも、インターネットの接続先は、個々人の

興味の対象を示すものであり、これを継続的類型的に取得することがどのような効果をもたらすのか、新聞社であれば十分お分かりになることと思います。しかも、ブロッキングは、海賊版サイトを閲覧しようとするユーザーのみならず、海賊版サイトとは無関係なユーザーに対しても影響を与える行為であり、その影響が甚大であるからこそ、手段としてふさわしくないと主張しているのです。海賊版サイトの表現の自由が保護に値しないことは当然であり、当法人は海賊版サイトの表現の自由が守られるべきであるなどという意見を表明していません。貴社社説の、表現の自由は尊重されるべきだが、海賊版サイトと同列に論じるべきではない、という記述は、当法人の意見をまったく誤った形で世間に紹介するものです。

貴社社説で、「「政府は、たとえブロッキングが違法性を帯びていても、刑法上、許容される「緊急避難」に該当する、と主張している。児童ポルノのサイトに対しても、同様の措置が講じられている。」と論じられている点も誤りです。ご確認いただければ明らかなとおり、政府は、ブロッキングが「緊急避難」に該当するとは一言も述べていません。「緊急避難の要件を満たす場合には、違法性が阻却される」という刑法上当たり前のことを記載したにとどまり、かつ、指定された3サイトについても、これらのサイトへのブロッキングが緊急避難の要件を満たすとは一言も述べていません。このような重大な点についての社説掲載されるのであれば、まずは正確な事実を前提に論理を展開して頂きたいと思います。

寧ろ、3サイトが政府によって指定されていることは、政府が表現の内容に基づいて国民がアクセスできる対象を決めていることにほかならず、正に、これこそが、政府の行為により、国民の知る権利が害されると評価されるべきものです。国民の知る権利が民主主義の根幹をなすことは新聞社であれば、当然ご存じのことのはずです。付言すれば、貴社社説で言及されている英国でのブロッキングも、法律の規定に基づいて、かつ、裁判所の判断を経て行われるものであり、今回日本で行われようとしていることとは、全く制度設計からして異なるものです。

貴社社説は、表現の自由や知る権利を守り、政府による権力の行使を監視・批判すべき新聞の社会的使命に完全に逆行するものです。今後、知る権利や通信の秘密にかかわる重大な問題について、社説を掲載される際には、新聞が社会に対して果たすべき役割は何かということについて、いまいちど十分な検討をしたのちに記事を作成されますことをお願いします。